

食品衛生法施行細則をここに公布する。

食品衛生法施行細則

(事務の委任)

第1条 次に掲げる事務(第2号から第10号までに掲げる事務にあつては、自動車において行う営業(及び臨時的な行事に付随して仮設の店舗において行う営業(以下「臨時営業」という。))に係るものを除く。)は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第48条第8項の規定により、食品衛生管理者の設置及び変更の届出を受理すること。
- (2) 法第55条第1項の規定により、営業を許可すること。
- (3) 法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (4) 法第57条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業の届出を受理すること。
- (5) 法第58条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、食品等の回収の届出を受理すること。
- (6) 法第59条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、食品等(と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第6号に規定する食鳥処理場における法第28条第1項の規定に基づく収去に係る食肉、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等(次項において「食肉等」という。))を除く。)(法第68条第1項において準用する場合にあつては、おもちゃ)を廃棄させ、必要な処置を命ずること。
- (7) 法第60条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により、営業の許可を取り消し、並びに営業を禁止し、及び停止すること。
- (8) 法第61条(法第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、施設の整備改善を命じ、並びに営業の許可を取り消し、営業を禁止し、及び停止すること。
- (9) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)第71条の規定により、変更の届出を受理すること。
- (10) 省令第71条の2の規定により、廃業の届出書を受理すること。

2 法第59条の規定により、食肉等を廃棄させ、必要な処置を命ずる事務は、食肉衛生検査所に委任する。

(書類の経由)

第2条 法及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、その営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所を経由しなければならない。

(指定成分等含有食品による健康被害情報の届出)

第3条 省令第2条の2第1項に規定する届出書は、第1号様式とする。

(法第10条第1項ただし書に規定する当該職員)

第4条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜にあつてはと畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員とし、家きんにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第49条に規定する食鳥検査員とする。

(製品検査の申請書)

第5条 省令第28条に規定する申請書は、第2号様式とする。

(製品検査を受ける製品の容器及び標紙)

第6条 法第26条第1項に規定する検査を受けようとする者は、検査を受ける製品をロットごとに、封印するのに適当な箱その他の容器に入れて、その外部に次に掲げる事項を記載した標紙を貼り付けなければならない。

- (1) 製品の名称

(2) 製造又は加工の年月日及びロット番号

(3) 申請数量

2 前項の容器には、食品衛生監視員の封印を受けなければならない。

(製品検査施設)

第7条 法第26条第1項の規定により知事の行う検査は、神奈川県衛生研究所において行う。

(営業許可申請書及び営業届出書の添付書類)

第8条 省令第67条に規定する申請書及び省令第70条の2第1項に規定する届出書には、製造業の場合にあつては、製造方法の概要を記載した書類(製造品名、原材料の種類及び配合分量、製造工程、製造数量等を記載したもの)を添えなければならない。

(営業許可証の交付)

第9条 知事(自動車において行う営業及び臨時営業以外の営業にあつては、その営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所長。以下同じ。)は、法第55条第1項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、営業許可証(第3号様式)を交付するものとする。

(営業許可証の掲示)

第10条 法第55条第1項の規定による許可を受けた営業者は、営業許可証を当該営業施設の内部の見やすい場所に掲示しておかななければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(承継の届出)

第11条 省令第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項に規定する届出書には、営業許可証及び分割にあつては当該営業を承継したことを証明する書類を添えなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された営業許可証を書き換えて届出者に交付するものとする。

(営業許可申請事項の変更の届出)

第12条 省令第71条の規定による届出(許可営業者に係るものに限る。)は、営業許可証を添えて行わなければならない(省令第67条第1号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項(第1号にあつては、申請者の氏名(法人にあつては、その名称)を除く。)の変更の場合を除く。))。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(営業許可証の再交付)

第13条 法第55条第1項の規定による許可を受けた営業者が、営業許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより営業許可証の再交付を受けようとするときは、営業許可証再交付申請書(第4号様式)に営業許可証を添えて(紛失した場合を除く。)、知事に申請しなければならない。

2 営業許可証の再交付を受けた者が紛失した営業許可証を発見したときは、直ちに当該営業許可証を知事に返還しなければならない。

(廃業、休業及び再開の届出並びに許可の取消し)

第14条 省令第71条の2に規定する届出書には、営業許可証を添えなければならない。

2 法第55条第1項の規定により許可を受けた、又は法第57条第1項の規定により届出を行つた営業者が継続して1か月以上休業しようとするとき又は再び営業を開始したときは、速やかに休業(営業再開)届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

3 法第55条第1項の規定により許可を受けた営業者が当該許可を取り消されたときは、直ちに当該許可に係る営業許可証を知事に返還しなければならない。

(実施細目)

第15条 この規則に規定するもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 神奈川県食品衛生法施行細則(昭和25年6月神奈川県規則第50号)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 食品衛生法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第119号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に知事に対して行つている許可の申請その他の行為で改正政令の施行の日以後において保健所長が行ふこととなる事務に係るものについては、改正政令の施行の日以後においては保健所

長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

(旧法許可営業に関する準用)

- 4 第1条(第4号及び第5号を除く。)、第2条及び第10条から第15条までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年版政令第123号)附則第2条の規定によりなお従前の例により行われる営業及び当該営業を行う者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条第1項第2号	法第55条第1項	食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第52条第1項
第1条第1項第6号	法第59条	旧法第54条
	法第68条第1項	旧法第62条第1項
第1条第1項第7号	法第60条第1項(法第68条第1項)	旧法第55条第1項(旧法第62条第1項)
第1条第1項第8号	法第61条(法第68条第3項)	旧法第56条(旧法第62条第3項)
第1条第2項	法第59条	旧法第54条
第10条及び第13条第1項	法第55条第1項	旧法第52条第1項
第14条第1項	省令第71条の2に規定する届出書には、営業許可証を添えなければ	旧法第52条第1項の規定により許可を受けた営業者が廃業したときは、廃業届に営業許可証を添えて知事に提出しなければ
第14条第2項及び第3項	法第55条第1項	旧法第52条第1項

附 則(昭和31年4月27日規則第27号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。(後略)

附 則(昭和32年10月1日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中食品衛生法施行細則第20条の前に1条を加える規定は、昭和33年1月1日から施行する。

附 則(昭和33年1月7日規則第1号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年2月16日規則第6号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月18日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年4月15日規則第32号)

この規則は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則(昭和41年10月25日規則第79号)

この規則は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(昭和42年9月20日規則第71号)

- 1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際、まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年12月27日規則第109号）

- 1 この規則は、昭和44年1月1日から施行する。
- 2 神奈川県手数料規則（昭和34年神奈川県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（昭和44年7月16日規則第68号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）
- 2 この規則に規定する各規則のこれらの規定による改正後の規定は、当該規則の各規定の施行の日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 3 この規則施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がなされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和44年12月17日規則第114号）

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月24日規則第31号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月17日規則第92号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条の改正規定中同条第2項に係る部分及び第30条に4項を加える改正規定中同条第2項に係る部分は、昭和49年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則は、この規則の施行の日以後に行われる申請、届出その他の行為について適用する。
- 3 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続でこの規則の施行の際まだその処理がなされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の日前に備え付けられた改正前の第11号様式による従業員名簿及び交付された改正前の第12号様式の2による証票は、それぞれ改正後の第14号様式による従業員名簿及び第17号様式による証票とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の第29条第1項の規定による報告を要しなかつた営業で改正後の同条同項の規定による報告を要するものを営んでいる者は、この規則の施行の日後、速やかに改正後の第16号様式による報告書とその営業所の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定により報告書を提出した者は、改正後の第29条第1項の規定による営業報告書を提出した者とみなす。
- 7 この規則の施行の日前に改正前の第30条の規定により給食施設報告書を提出した者に対し、改正後の第30条第2項の規定による給食施設報告済の証票を交付する。
- 8 改正前の様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和52年5月6日規則第37号抄）

- 1 この規則は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第41号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月31日規則第69号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月20日規則第121号）

- 1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年12月26日規則第156号）

この規則は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月27日規則第14号）

- 1 この規則は、昭和56年3月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第12条の改正規定の施行の日前にされた食品衛生法（昭和22年法律第233号）第15条第1項の規定による検査の申請で第12条の改正規定の施行の際まだその処理がされていないものに係る手数料に

については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がなされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和60年12月10日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年1月13日規則第1号）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた食品衛生法（昭和22年法律第233号）第15条第1項の規定による検査の申請でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月31日規則第34号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月1日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。  
（食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正前の食品衛生法施行細則第8号様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月17日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年3月26日規則第13号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則（中略）に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成4年3月31日規則第13号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第96号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付された改正前の第16号様式及び第19号様式による証票は、それぞれ改正後の第16号様式及び第19号様式による証票とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年11月21日規則第129号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年11月24日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成9年3月31日までに調製される弁当であって、自動販売機を利用して行う営業に係るものの取扱いについては、第3条の規定による改正後の食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する規則第2の2の（4）のウの（ウ）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則及び第2条の規定による改正前の旅館業法施行細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第32号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1号から第3号までの改正規定は、平成8年7月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月25日規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第28号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第82号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第3条（中略）の規定による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第40号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成15年5月30日規則第94号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15年8月29日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年8月11日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年8月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に受けた食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可に

係る改正前の第21条に規定する営業許可書（以下「営業許可書」という。）は、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第9条の規定により交付された営業許可証（以下「営業許可証」という。）とみなす。

- 3 知事（食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）に規定する自動車を利用して行う営業以外の営業にあつては、その営業所の所在地を管轄する保健福祉事務所長。次項において同じ。）は、前項の規定により営業許可証とみなされる営業許可書が改正後の第11条第2項の規定により提出されたときは、同条第3項の規定にかかわらず、改正後の第9条の規定の例により、営業許可証を交付するものとする。当該営業許可書が改正後の第12条第1項の規定により提出された場合も、同様とする。
- 4 知事は、附則第2項の規定により営業許可証とみなされる営業許可書について改正後の第13条第1項の規定による申請があつたときは、改正後の第9条の規定の例により、営業許可証を交付するものとする。
- 5 附則第2項の規定により営業許可証とみなされる営業許可書については、改正後の第13条第2項及び第14条第3項の規定は、適用しない。
- 6 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年6月12日規則第56号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規則第53号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第47号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第37号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月12日規則第●号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に相続、合併又は分割以外の原因により食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可を受けている者から営業を譲り受けた者に係る改正前の第8条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。